

公の施設【基本情報】

別紙 8

施設名	新潟市鳥屋野地区公民館
所管部・課	教育委員会中央公民館
所在地	新潟市中央区新和3丁目3番1号
根拠法令	教育基本法、社会教育法
設置条例	新潟市公民館設置条例
施設概要	敷地面積 4,2001.60m ² 、建築面積 612.76m ² 、延床面積 1,906.10m ² 建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 2階:事務室、第1和室、第2和室 3階:調理実習室、美術工作室、講座室、第1集会室、第2集会室、第3集会室 4階:ホール、音楽講座室

施設の設置目的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>1 公民館事業に関連する「新潟市教育振興基本計画」の基本施策</p> <p>基本施策1 生涯学び続け、学びを活かし活躍できる機会の充実と支援 基本施策5 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成 基本施策6 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進 基本施策9 地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進 基本施策11 家庭教育の充実と子育て支援の充実</p> <p>2 上記1を踏まえた公民館事業の取組</p> <p>(1) 人づくり、地域づくりを通した地域コミュニティ活動の活性化への支援 (2) 家庭における教育力向上の支援 (3) 青少年の生き抜く力を育む機会の充実 (4) 高齢者の学習支援や社会参加の促進 (5) 現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供</p>